Oita Prefectural Government
大分県　**Press Release**

【令和８年 11 月 10 日】

産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　被処分者（産業廃棄物収集運搬業者）
大分市大字羽田 193 番地１
アイテク株式会社（代表取締役　佐藤　賢司）

２　処分日
令和８年 11 月 10 日

３　内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

４　行政処分の理由
アイテク株式会社について破産手続きを開始したことが判明した。
このことは、当該法人が法第 14 条第５項第２号イに規定する法第７条第５項第４号ロに該当し、法第 14 条の３の２第１項第４号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消事由に該当するに至ったため。

【問い合わせ先】
生活環境部循環社会推進課
担当　髙谷、山下
電話番号　　097-506-3134・3121